

5 日 獣 発 第 369 号
令和 6 年 3 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

このことについて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」（平成17年6月20日健感発第0620002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）で示されている、届出通知の別紙「獣医師の届出基準」及び別記様式（届出様式）の一部を改正し、令和6年3月6日に適用されたことについて、会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：岡本、中村、松岡

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 6 日

公益社団法人日本獣医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

今般、標記について、別添（写）のとおり自治体宛て通知したので、御了知方よろしく
お願いいたします。



感感発 0306 第 1 号
令和 6 年 3 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項
の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日健感発第 0620002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 13 条第 1 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、サル結核にかかる最新の知見等を踏まえ、届出通知の別紙「獣医師の届出基準」及び別記様式（届出様式）の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することといたしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・「第 8 結核」の「4 届出基準」の(2)の検査方法に「リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロング試験」を追加する。
- ・届出様式について所要の改正を行う。

2 適用日

令和 6 年 3 月 6 日より適用する。

3 その他

リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン γ 試験に用いる検査キットの選定及び使用にあたっては、次の研究報告書を参考にすること。

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「結核蔓延防止のためのサルにおける検査方法および診断手法の見直しに資する研究」

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/161674>

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」

改正後	現行								
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条の規定に基づく届出の基準について (略) (別紙) 獣医師の届出基準 第1～第7 (略) 第8 結核 1～3 (略) 4 届出基準 (1)略 (2) 獣医師は、臨床的特徴又は疫学的状況からサル又はその死体が結核にかかっている疑いがあると考えられ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該サル又はその死体について結核に感染していると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合には、(1)にかかわらず、法第 13 条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第1項の規定に基づく届出の基準について (略) (別紙) 獣医師の届出基準 第1～第7 (略) 第8 結核 1～3(略) 4 届出基準 (1)略 (2) 獣医師は、臨床的特徴又は疫学的状況からサル又はその死体が結核にかかっている疑いがあると考えられ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該サル又はその死体について結核に感染していると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合には、(1)にかかわらず、法第 13 条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1235 595 1283">検査方法</th><th data-bbox="595 1235 1099 1283">検査材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1283 595 1382">ツベルクリン反応試験</td><td data-bbox="595 1283 1099 1382">—</td></tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	ツベルクリン反応試験	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1235 1628 1283">検査方法</th><th data-bbox="1628 1235 2136 1283">検査材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1283 1628 1382">ツベルクリン反応試験</td><td data-bbox="1628 1283 2136 1382">—</td></tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	ツベルクリン反応試験	—
検査方法	検査材料								
ツベルクリン反応試験	—								
検査方法	検査材料								
ツベルクリン反応試験	—								

塗抹検査による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、 気管洗浄液、糞便、病変部の組織	塗抹検査による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、 気管洗浄液、糞便、病変部の組織
画像所見	胸部エックス線	画像所見	胸部エックス線
<u>リンパ球の菌特異蛋白刺激による 放出インターフェロンγ試験</u>	<u>血液</u>	(新設)	(新設)
第9（略）		第9（略）	

(別記様式)

保健所コード*

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（令和 年 月 日）

届出者の氏名

診療に従事する施設の名称

（届出者が獣医師である場合に記載）

届出者の所在地・電話番号

電話（ ）

（届出者が獣医師であって診療に従事する施設がある場合は当該施設の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所
	電話（ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5 感染症の名称及び動物の種類	① エボラ出血熱のサル（サルの種類）
	② マールブルグ病のサル（サルの種類）
	③ ベストのプレーリードッグ（プレーリードッグの種類）
	④ 重症急性呼吸器症候群の（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
	⑤ 細菌性赤痢のサル（サルの種類）
	⑥ ウエストナイル熱の鳥類（鳥の種類）
	⑦ エキノコックス症の犬（犬の種類）
	⑧ 結核のサル（サルの種類）
	⑨ 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）の鳥類（鳥の種類）
	⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）
6 診断方法	① 病原体検査（検体（方法（型）
	② 血清学的検査（検体（方法（型）
	③ その他（ ）
	（該当するものを全てを記載すること）
7	獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

8 動物の症状及び転帰
9 初診年月日
令和 年 月 日
10 診断（検査※）年月日
令和 年 月 日
11 死亡年月日（※）
令和 年 月 日
12 推定される感染時期・感染原因
・推定される感染時期
① 令和 年 月
② 注意義務をもっても特定できず
・感染原因
① {
② 注意義務をもっても特定できず
13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
① あり（ ）
（群の感染の場合その規模： ）
② なし
14 人と当該感染動物との接触の状況
① あり（ ）
② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

〔注1〕法第13条第2項の規定により動物の所有者等が届出を行う場合は、6及び10欄の「診断」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めた」に、欄外の「診断後直ちに」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがある」と認めるときに読み替えて記入すること。

〔注2〕1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合には占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。

〔注3〕5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。

(別記様式)

保健所コード*

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（令和 年 月 日）

獣医師の氏名

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称

上記施設の所在地・電話番号

電話（ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所
	電話（ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5 感染症の名称及び動物の種類	① エボラ出血熱のサル（サルの種類）
	② マールブルグ病のサル（サルの種類）
	③ ベストのプレーリードッグ（プレーリードッグの種類）
	④ 重症急性呼吸器症候群の（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
	⑤ 細菌性赤痢のサル（サルの種類）
	⑥ ウエストナイル熱の鳥類（鳥の種類）
	⑦ エキノコックス症の犬（犬の種類）
	⑧ 結核のサル（サルの種類）
	⑨ 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）の鳥類（鳥の種類）
	⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）
6 診断方法	① 病原体検査（検体（方法（型）
	② 血清学的検査（検体（方法（型）
	③ その他（ ）
	（該当するものを全てを記載すること）
7	獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

8 動物の症状及び転帰
9 初診年月日
令和 年 月 日
10 診断（検査※）年月日
令和 年 月 日
11 死亡年月日（※）
令和 年 月 日
12 推定される感染時期・感染原因
・推定される感染時期
① 令和 年 月
② 注意義務をもっても特定できず
・感染原因
① {
② 注意義務をもっても特定できず
13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
① あり（ ）
（群の感染の場合その規模： ）
② なし
14 人と当該感染動物との接触の状況
① あり（ ）
② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合には占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。

5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。

第8 結核

1 定義

結核菌群(*Mycobacterium tuberculosis complex*、ただし *Mycobacterium bovis* BCG を除く)による感染症である。

2 対象となる動物

サル

3 動物における臨床的特徴

通常、サルは感染が進行した状態で発症し、食欲や元気の消沈、発咳、呼吸困難、下痢等の様々な臨床症状を示し、しばしば突然死を起こすことがあるが、症状を全く示さない場合もある。旧世界ザルでは新世界ザルや類人猿に比べて感受性が高い。

4 届出基準

- (1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、サル又はその死体について結核の病原体診断をした場合には、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
菌分離による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、気管洗浄液、糞便、病変部の組織
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	

- (2) 獣医師は、臨床的特徴又は疫学的状況からサル又はその死体が結核にかかっている疑いがあると考えられ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該サル又はその死体について結核に感染していると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合には、(1)にかかわらず、法第13条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
ツベルクリン反応試験	—
塗抹検査による病原体の検出	咽頭・喉頭ぬぐい液、胃洗浄液、気管洗浄液、糞便、病変部の組織
画像所見	胸部エックス線
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン γ 試験	血液

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（令和 年 月 日）

届出者の氏名

診療に従事する施設の名称
(届出者が獣医師である場合に記載)

届出者の所在地・電話番号 電話（ ）
(届出者が獣医師であって診療に従事する施設がある場合は当該施設の住所・電話番号を記載)

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所 電話（ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5 感染症の名称及び動物の種類 (該当する番号を囲むこと)	① エボラ出血熱のサル (サルの種類)
	② マールブルグ病のサル (サルの種類)
	③ ペストのプレーリードッグ (プレーリードッグの種類)
	④ 重症急性呼吸器症候群の (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り) イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
	⑤ 細菌性赤痢のサル (サルの種類)
	⑥ ウエストナイル熱の鳥類 (鳥の種類)
	⑦ エキノコックス症の犬 (犬の種類)
	⑧ 結核のサル (サルの種類)
	⑨ 鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の鳥類 (鳥の種類)
	⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限り)
6 診断方法	① 病原体検査(検体 (方法) (型)
	② 血清学的検査(検体 (方法) (型)
	③ その他 () (該当するものを全てを記載すること)
7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項	

8 動物の症状及び転帰
9 初診年月日 令和 年 月 日
10 診断(検案※)年月日 令和 年 月 日
11 死亡年月日(※) 令和 年 月 日
12 推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 ① 令和 年 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① { ② 注意義務をもっても特定できず
13 同様の症状を有する他の動物(死体)の有無 ① あり () (群の感染の場合その規模;) ② なし
14 人と当該感染動物との接触の状況 ① あり () ② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

(注1) 法第13条第2項の規定により動物の所有者等が届出を行う場合は、6及び10欄の「診断」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めた」に、欄外の「診断後直ちに」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときに」に読み替えて記入すること。

(注2) 1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。

(注3) 5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。